

令和7年第9回多賀城市農業委員会総会議事録

- 1 総会年月日 令和7年9月25日(木)
- 2 総会場所 多賀城市役所4階 401会議室
- 3 出席委員 農業委員7名、農地利用最適化推進委員3名
会長
第8番 小西 桃悦
会長職務代理者
第7番 遠藤 光浩
委員
第1番 赤井 利智子 第2番 伊藤 清彦
第3番 加藤 真崇 第5番 佐藤 孝市
第6番 中村 春美
農地利用最適化推進委員
西部区域 熊谷 俊彦 中部区域 大場 幸一
東部区域 郷古 正夫
- 4 欠席委員
第4番 菅野 眞一 北部区域 大橋 礼子
- 5 議事
議案書のとおり
- 6 事務局出席職員
事務局長 千葉 一紀 事務局長補佐 千葉 泰弘
副主幹 佐藤 勝美 主 査 北野 佑樹
主 事 遠藤 和
- 7 欠席職員
農地係長 白岩 匡司
- 8 開 会 午後2時00分
- 9 総会の概要

事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により農業委員定数8名のうち出席委員7名で定足数に達しておりますので、ただ今より令和7年第9回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。

農地利用最適化推進委員は3名出席です。

それでは小西会長よりご挨拶をいただきます。

小西桃悦会長

～会長挨拶～

事務局

それでは、農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整

理することになっておりますので、今後の議事進行につきまして、会長よろしくお
願いします。

議長

それでは議事録署名委員の指名を行います。多賀城市農業委員会規程第20条第
2項の規定により、議長において第5番 佐藤孝市委員と第6番 中村春美委員を
指名します。

諸般の報告については、4ページに記載の内容を各委員ご覧になってください。
続いて報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事
務局より報告をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、下記
のとおり届出を受理したので報告いたします。

1番の総括表をご覧ください。件数は全部で1件ございまして、転用目的が一般
住宅、地目は田で面積は4,567㎡となります。

続きまして、2番の届出者及び届出地等をご覧ください。

譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地が、山王字山王四区の5筆、登記地目及び現況地目ともに田となっており、
面積が4,567㎡で、賃借権の設定はございません。転用地目は宅地となってお
り、開発の許可は既に受けております。受理年月日は令和7年8月13日です。

議長

西部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

西部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は陸前山王駅脇の陸橋の南に位置しており、旧山王市営住宅の北側
に位置している土地となります。

現在は周囲を宅地に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと
判断します。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

以上で報告事項を終わります。

続いて協議事項に移ります。

それでは(1)農地パトロールの結果について、事務局から説明願います。

事務局

それではお手元の資料7ページをご覧ください。

先月の総会後に実施いただきました農地パトロールの結果について、各区域の班
長さんからご報告いただきたいと思います。

報告の際の手順については、7ページ中段に記載のとおりとさせていただきます。

報告は1件ごとに行っていただき、班長から調査内容を報告いただいた後は、全員で現在判明している情報があった場合には共有し、それらの情報をもって今後の指導内容について協議願います。

今後の指導内容の決定については、資料7ページの下段に記載している(案)を参考にいただきながら指導内容を決定していただければと思います。

別紙資料2の「令和7年度農地パトロール実施調査結果」の各報告内容の下部にも「今後の指導内容(案)」として記載はしておりますが、あくまでも参考と考えていただき、正式な指導内容はこの場で協議の上決定していただければと思います。

それでは、北部区域担当の佐藤委員から順に報告願います。

佐藤委員

～調査結果報告～

事務局

ありがとうございました。

続いて、西部区域担当の遠藤職務代理者、お願いします。

会長職務代理者

～調査結果報告及び指導内容協議～

事務局

ありがとうございました。

今の報告及び指導内容の案について質問や意見等はございませんか。

(なしの声)

それでは、協議された指導内容をもって文書を発出させていただきます。

続いて、中部区域担当の小西会長、お願いします。

会長

～調査結果報告及び指導内容協議～

事務局

ありがとうございました。

ただいまの報告及び指導内容の案について質問や意見等はございませんか。

(なしの声)

それでは、協議された指導内容をもって文書を発出させていただきます。

続いて、東部区域担当の中村委員、お願いします。

中村委員

～調査結果報告及び指導内容協議～

事務局

ありがとうございました。

ただいまの報告及び指導内容の案について質問や意見等はございませんか。

(なしの声)

それでは、協議された指導内容をもって文書を発出させていただきます。

農地パトロールの結果については以上となります。

議長

それでは続いて、(2)多賀城農業振興地域整備計画の見直しについて、事務局から説明願います。

事務局

机上配布させていただいた資料を確認願います。

～資料内容の説明～

議長

今の説明について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは以上で協議事項を終了します。

続いて、情報提供等に移ります。事務局より説明願います。

事務局

お手元の資料8ページの「7 情報提供等」を御覧願います。

(1)農地中間管理事業の経過報告についてでございますが、先月時点から動きはありません。今後も引き続き利用意向の確認を行いながら、利用意向があった際には遅滞なく処理を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

続いて(2)「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領についてです。

本日机上配布させていただいた資料をお手元をお願いします。

こちらは、宮城県農業会議において制定された要領となっており、地域計画実現に向けた推進について記載されております。

本日は概要について説明させていただきますので、各自熟読いただき、今後の活動に役立てていただければと思います。

「1、趣旨」にあるとおり、平成28年度から改正農業委員会法のもと、農地利用の最適化に取り組んでいただき、令和5・6年度については「地域計画」の策定に取り組んでいただきました。

「地域計画」が策定された今年度以降については、地域計画実現のための取り組みを本格化させつつ、計画のブラッシュアップをする時期と位置付けられております。

具体的な期間については、令和7年度から9年度までの3か年となっており、その3年間において(1)地域計画の実現とブラッシュアップ、(2)農地の確保と適正利用の推進、(3)農地利用の最適化活動の推進の3つを本運動の目標として掲げて活動を推進していただきたいとのことでした。

2ページ目から各運動目標の内容について詳細に記してありますので、概要に絞ってお伝えさせていただきます。

(1) 地域計画の実現とブラッシュアップ については

- 1) 地域計画を運用するための体制構築
- 2) 地域の話し合いの継続
- 3) 地域計画の実現に向けた取組

- 4) 地域計画のブラッシュアップに向けた取組
- 5) 地域計画の浸透
- 6) 地域計画外の農地への対応

が挙げられています。

特に皆様には地域計画を日ごろから意識していただきつつ、計画において定めた目標地図に位置付けられた方々が希望する時期に農地を利用できるよう、地権者の方へ働きかけを継続していただけたらと思います。

続いて（２）農地の確保と適正利用の推進 については

- 1) 農地の確保への取組
- 2) 農地の適正利用の取組
- 3) 所有者不明農地への対応
- 4) 不在地主への対応

が挙げられています。

ここでは特に所有者不明農地や不在地主が確認された場合には、将来的に遊休農地化する可能性を孕んでいるため、早期に対応していく必要がある者と認識いただければと思います。

最後に（３）農地利用の最適化活動の推進 については

- 1) 担い手への農地の集積・集約化
- 2) 遊休農地の発生防止・解消
- 3) 農業委員会サポートシステムの利用促進に向けた取組
- 4) 新規参入の促進
- 5) 担い手の確保・育成
- 6) 農業者年金制度の周知徹底
- 7) 農業者の意見の汲み上げと農政への反映
- 8) 委員の日常活動と活動記録の徹底
- 9) 農業委員・農地利用最適化推進委員への女性や若者の登用促進
- 10) 持続可能な農業・農村づくりの支援
- 11) 農地利用最適化交付金の有効活用
- 12) 農業委員会組織を挙げた情報提供活動の強化

が挙げられています。

ここでは特に日常活動と活動記録の徹底を改めて皆様にお願ひし、日ごろの委員活動の内容をつぶさに活動記録簿に記録していただき、事務局に共有を図っていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

また、今年度末から来年度にかけて、委員及び推進委員の改選時期が来ますので、女性や若手の方の委員登用を地域でも呼び掛けていただきますようお願ひします。

おおまかな概要の説明となりましたが、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」推進要領についての説明は以上となります。

次に(3)活動記録についてでございます。

今月は大場幸一農地利用最適化推進委員から報告をいただきたいと思います。
～委員による活動内容報告～

事務局

大場推進委員、活動報告ありがとうございました。

10月総会においては農業委員からは菅野委員、農地利用最適化推進委員からは郷古推進委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

情報提供等については以上となります。

議長

それでは、情報提供等については以上といたします。

議事の一切を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

それでは事務局よりお知らせいたします。

次回の農業委員会総会は、10月27日(月)午後2時から、北庁舎401会議室で行う予定としておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、閉会といたしますので、会長職務代理者より挨拶をお願いします。

会長職務代理者

本日は大変ご苦勞様でございました。以上を持ちまして本日の総会の一切を終了させていただきます。

閉 会 午後3時30分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年10月1日

令和7年第9回多賀城市農業委員会総会

総会議長 小西 桃悦 ㊟

署名委員第5番 佐藤 孝市 ㊟

署名委員第6番 中村 春美 ㊟